

2026年4月13日

中国ビジネスにおける法制度・司法制度の構造的理解と コンプライアンス実務の新潮流

のぞみ総合法律事務所 外国法事務弁護士（中国法） 叶 森

1. はじめに：中国法務を巡る動的な状況変化

日本企業の法務担当者にとって、中国法務は常に変化との戦いでした。しかし、近年の変化は単なる法令の追加に留まりません。2021年の民法典施行、そして2024年7月の改正会社法施行という大きな転換点を経て、中国法制度は立法による枠組み構築の段階から、厳格な運用と法執行の洗練という新たなフェーズに突入しています。

本稿では、日本企業のコンプライアンス・リスク管理の観点から、中国独自の法体系、司法制度、そして法曹制度の実態を整理し、現代の中国ビジネスにおいて特に注意を要する実務上の論点を概観します。

2. 中国法体系の構造 - 社会主義法治国家の論理

中国の法体系を理解する上で、日本法（大陸法系）との類似性に安住するのは危険です。最大の違いは、法の背後にある政策との結びつきの強さとスピード感にあります。

(1) 法の階層と行政法規の決定的重要性 中国の法体系は、全国人民代表大会（全人代）が制定する法律を頂点とし、その下に国務院が制定する行政法規、さらに各省庁が制定する部門規章が続きます。実務上、日本企業が最も留意すべきは、法律そのものよりも、その運用細則を定める部門規章や、当局が発する通知、意見、Q&Aといった文書です。これらは形式的には下位規範ですが、現場の法執行においては事実上の絶対的基準となります。

(2) 政策と立法の完全な連動 中国における立法は、五カ年計画などの国家戦略と密接に連動します。例えば、デジタル経済の発展やカーボンニュートラル政策が掲げられれば、関連する法規制が極めて迅速に整備・施行されます。このスピード感に対応するためには、条文の字面を追うだけでなく、背後にある政策意図を正確に読み解く必要があります。

3. 司法制度の実態 – 効率性と専門化の追求

中国の司法制度は、近年、驚異的なデジタル化と専門化を遂げています。これは公正と効率を同時に追求する国家方針の現れです。

(1) 四級二審制と紛争解決のスピード

日本の三審制とは異なり、中国は「二審制」を採用しています。これにより、提訴から判決確定までの期間が日本に比べて格段に短いのが特徴です。外資企業にとっては、短期間で結論が出るメリットがある反面、一審での証拠提出や主張の精査が勝敗を決定づける重みを持ちます。

(2) 専門法院の台頭

知的財産、海事、金融、そしてインターネットなど、高度な専門性を要する領域において専門法院の設置が進んでいます。2026年時点で、以下の専門法院が存在しています。

- 知財法院（北京・上海・広州）
- インターネット法院（杭州・北京・広州）
- 金融法院（上海・北京）

これらの専門法院では、裁判官の専門性が高く、最高裁（最高人民法院）との連携により、統一的な法適用が進んでいます。

(3) スマート裁判所（智慧法院）の浸透

中国の司法制度における最大の特徴の一つが、「スマート裁判所（智慧法院）」の全面的な普及です。スマート裁判所（智慧法院）とは、2016年に最高裁から提案されたインターネット、ビッグデータ、クラウド、人工知能などのICT技術を活用し、裁判手続・裁判管理・司法サービスを全面的にデジタル化・高度化した裁判システムのことです。

これは単なるIT化ではなく、立件・審理・証拠・執行に至るまでの全プロセスをデータ化し、司法運用そのものを再設計する国家プロジェクトとして推進されています。具体的には以下の通りです：

- 24時間対応のオンライン立件（電子訴状提出）
- 電子送達（SMS・専用アプリ・プラットフォーム通知）
- オンライン証拠提出・交換
- ビデオ会議による審理・証人尋問
- 電子判決書の交付

さらに、中国のスマート裁判所では、類似判例検索システム、量刑補助、AI 訴訟リスク予測、裁判文書の自動生成補助などの AI の活用も進んでいます。このデジタル化は透明性の向上に寄与していますが、同時に企業側にも、デジタル化された証拠管理を平時から行うことを求めています。企業側における証拠管理の実務的課題としては、以下のようなものを挙げるすることができます。

- メール・チャット（WeChat 等）の保存ポリシー
- アクセスログ・操作履歴の記録
- 電子契約の標準化
- データ改ざん防止措置（ハッシュ・タイムスタンプ）
- 証拠の中国国内保存（データ越境規制との関係）

そして、中国における訴訟対応は、もはや法務部門単独では完結せず、IT・コンプライアンス・経営を横断した統合管理領域へと進化しています。

4. 法曹制度とガバナンスにおける新たな役割

法執行を支える裁判官、検察官、弁護士の役割も変容しています。

(1) 弁護士の職域変化

中国の弁護士は、単なる紛争の代理人から、企業のコンプライアンス体制構築のパートナーへと役割を広げています。2024 年の改正会社法では、取締役や高級管理職の責任が大幅に強化されており、意思決定プロセスにおける法務的助言の重要性が増しています。

(2) 検察院による公益訴訟の拡大

近年、日本企業にとって無視できないのが検察院による公益訴訟です。個人情報保護、消費者権利保護、そして環境保護の領域において、検察院が企業を相手取って損害賠償請求の民事訴訟を提起する権限が強化されました。これは行政罰だけでなく、司法を通じた社会的責任の追及が公的に行われることを意味します。

5. 日本企業が注視すべき最新コンプライアンス領域

(1) データセキュリティと個人情報保護

データセキュリティ法および個人情報保護法は、現代の中国ビジネスにおける基本法です。特に重要データの越境移転に関する規制は、国家安全の観点のみならず、企業が遵守すべき標準契約の締結やセキュリティ評価の実施を義務付けており、日本本社との連携において最優先の検討事項となります。

(2) 反独占・不正競争と営業秘密保護

市場の公正な競争を担保するため、反独占法や不正競争防止法の執行が厳格化しています。元従業員による営業秘密の持ち出しなどに対しては、懲罰的損害賠償が認められるケースが増えていますが、企業側にはアクセス制限や秘密保持契約といった合理的な保護措置を講じていたかどうか厳格に問われます。

(3) 内部統制と汚職防止

中国当局は、民間企業間の贈収賄（商業賄賂）についても取り締まりを強化しています。日本企業の現地法人において、不透明な接待やリベートが行われることは、法的責任とレピュテーションリスクに直結します。

(4) 環境法関係

中国環境法典は、中国における日系企業のこれからのコンプライアンス問題の中心の一つです。中国の環境法制の大きな変化として、**2026年8月15日**に「生態環境法典」が施行されます。これは、**2021年**に施行された民法典に次ぐ、中国における第二の法典として位置付けられます。

中国生態環境法典の成立・施行は、日系企業に対し、環境コンプライアンスを現場管理の一部としてではなく、経営法務そのものとして再定義することを迫っています。中国における環境コンプライアンスは、もはや単なる工場排水・排ガス管理の問題ではありません。生態環境法典は、従来分散していた環境保護法、大気・水・土壌・固体廃棄物・騒音等の制度を体系化し、さらにグリーン低炭素発展や気候変動対応までを取り込みました。これにより、企業に求められる法令遵守は、「個別法への点的対応」から、「投資・操業・サプライチェーン・撤退までを含む面的対応」へ移行したといえるでしょう。

日系企業にとって重要なのは、この法典化が単なる法令整理にとどまらない点です。法典自体が、行政機関・検察機関・裁判所の連携を前提に、汚染行為や生態破壊行為に対する責任追及を強化する構造を持っています。実際、法典は行政機関、監察機関、裁判機関、検察機関の協同・情報共有を明記しており、環境問題が行政処分だけで終わらず、公益訴訟、損害賠償、さらには刑事責任追及へと展開しやすい制度設計となっています。

中国における土壌リスクの特徴は、操業中には顕在化しなくても、土地返還、工場売却、再開発、清算の局面で一気に表面化することにあります。日本企業はしばしば「中国子会社を清算すれば法的関係は終了する」と考えがちですが、実務上は、土地の調査、汚染の由来、修復責任、行政との協議、費用負担が長期化しやすい局面です。さらに法典は、企業が環境保護のために転産・移転・閉鎖する場合に政府が支援し得ることも定めつつ、同時に土壌・地下水を含む管理責任の制度化を進めています。

日系企業の M&A や事業再編でも、環境デューデリジェンスは財務・税務・労務と並ぶ主要論点です。特にメッキ、化学、電子材料、自動車部品、表面処理、塗装、鉱物関連などの業種では、土地・地下水・危険廃棄物保管履歴の確認が不可欠になります。これからの新しい中国環境法典時代では、これから違反が発生した後に「現場が勝手にやった」と説明しても通用しません。特に、通報制度、情報公開、デジタル監視、公益訴訟が発達した現在、企業は平時から、法務、EHS、生産、調達、内部監査、本社管理部門を接続した統制を設計しておく必要があります。

6. おわりに：持続可能な中国ビジネスのために

現在の中国は、独自の論理に基づく法治を精緻に運用しており、そのルールに適応できない企業は市場からの退出を余儀なくされます。日本企業の法務部門に求められるのは、現地のリーガルリスクを客観的に理解し、現地の最新状況に詳しい弁護士と密接に連携しながら、法制度の遵守と政策的背景の理解を両立させることです。

のぞみ総合法律事務所の一員として、また中国弁護士としての知見を融合させ、日本企業の皆様が健全なビジネス展開を実現できるよう、今後も最善のサポートを続けてまいります。

【筆者プロフィール】

叶 森 (イエ セン / Ye Sen)

のぞみ総合法律事務所 外国法事務弁護士 (原資格国：中国)

2002 年 慶應義塾大学法学部卒業。2003 年中国司法試験合格、2005 年中国弁護士資格取得。上海ランディング法律事務所のシニアパートナーとして、100 社以上の日本企業に対し、コンプライアンス体制構築、不正調査、リスクマネジメントに関するアドバイスを提供。

掲載日：2026 年 4 月 30 日